

や令和5年度 10月定例農業委員会総会議事録

日 時 令和5年 10月 5日 (木) 午前9時

場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 19人 欠席者 5人

議席番号	委員氏名	出欠	議席番号	委員氏名	出欠
1番	中島 一博	出席	13番	堤 義彦	出席
2番	池田 正清	出席	14番	城野 松夫	出席
3番	大川 定道	出席	15番	寺田 宏澄	出席
4番	碓 朝男	出席	16番	原 修身	出席
5番	山内 しげ子	欠席	17番	松尾 和明	欠席
6番	吉丸 広泰	出席	18番	馬郡 文男	出席
7番	山崎 清邦	出席	19番	福田 安信	出席
8番	綾部 勝年	出席	20番	橋本 礼子	欠席
9番	寺田 一義	出席	21番	佐々木 伸昌	出席
10番	古村 正典	出席	22番	北原 正也	欠席
11番	宮原 史己	出席	23番	中島 正則	出席
12番	太田 幸代	出席	24番	岡 龍道	欠席

と

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (6件)

報告第2号 農地等形状変更届について (1件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会許可分 (3件)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 町長許可分 (1件)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 町長許可分 (2件)

議案第4号 農用地利用集積計画 (経営基盤強化促進法分) について
委員会決定分 (45件)

議案第5号 農用地利用集積計画 (中間管理権分) について
委員会決定分 (12件)

議案第6号 農業振興地域整備計画 (農用地利用計画) について
意見書提出分 (6件)

その他

事務局 田中 嘉樹 弓 洋平

事務局

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、只今より令和5年10月の農業委員会定例総会を開催します。現在の出席委員は19名です。よって、「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席の連絡が入っている委員さんは〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さんより欠席の連絡があっております。出席の委員さんは稲刈りの時期と重なりお忙しい中大変ありがとうございます。また、先月来の利用状況調査、今年度はタブレット端末を活用しての調査ということで、いろいろとトラブルありの難しい中、調査して頂きありがとうございました。また9月に7月以降の活動記録簿を確認させて頂きましたが、大半の委員さんが日頃の活動を記録して頂いていたのでスムーズに行うことが出来たと思います。記載欄が分からない等の場合、詳細欄へ記入して頂き、皆様の貴重な実績ということで記録して頂きたいと思います。

会長よりお願いします。

会長

皆さん、おはようございます。稲刈りの時期となり、忙しい日が続くと思いますが体調には十分気をつけて作業を行って下さるようお願い致します。また、9月に佐賀市で市町村会長会議があり半数以上が新任委員だといわれました。そこで、なかなかわからないことが多いと思われれます。農地ナビ、タブレットを使った作業とか、令和7年3月までに地域計画の策定も行われなければなりません。実質1年ちょっとしかありません。それまでいろいろややこしいことが多く大変だと思いますが、最後まで頑張ってくださいとの事でした。

本日の議案・報告等につきましては

- | | |
|-------|---------------------------|
| 報告第1号 | 農地法第18条第6項による通知書について |
| 報告第2号 | 農地等形状変更届について |
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について |
| 議案第5号 | 農用地利用集積計画（中間管理権分）について |
| 議案第6号 | 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について |

その他

となっております。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があつてから意見を申し上げます。また、議事に関すること以外についての発言は控えてください。

議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき〇〇番〇〇委員さんと〇〇番〇〇委員を指名します。

議 長

議事に入りたいと思います。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数	6件	面積	37,897㎡
------	----	----	---------

議 長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をしてをお願いします。

（質疑なし）

議 長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号農地等形状変更届について、事務局より説明をお願いします。

事務局

農地等形状変更の説明

事務局

報告第2号農地等形状変更届について、届出人の住所、氏名、土地の所在地、地目、面積、形状変更理由、周囲の状況が判る付近見取り図、字図、形状変更届出の内容等を届出書の記載事項及び添付書類により説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

原古賀地区担当の〇〇です。

9月27日に現地確認を行いました。

以前は竹が生えておりましたが、伐採をされ一部土砂の持ち込みがされていました。また、届出人の方の他の農地管理状況が一部不十分な状況であったことから、ご本人と耕作計画等の聞き取りを行い、畑地作物を作るとの意向の確認を行いました。

荒れた農地が改善されることは良いことですが、先ほど説明しました他の農地の状況もあるため、受理したあとにきちんと耕作をされているかの確認が必要と思います。

よろしくご審議をお願いします

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

既に埋め立てられているのですか。

事務局

申請人さんの認識のもと、自分の土地なので何の許可もいらないだろうと思われて施行をされている状況でした。現況としてはこぶし大の石がゴロゴロと入っており、これでは耕作は無理だろうと、本人への聞き取りをすると、表土は良い土を持って来るとのことでした。

〇〇委員

素人で分からないのですが、こういう申請は工事後でもよいのですか。

事務局

本来であれば先程形状変更申請手続きの流れで説明しましたように、事前相談があつて、しかるべき内容の確認を取らせてもらってから届出の提出、総会報告、受理書の交付、その後施工、完了報告書の提出が正規の流れになっています。形状変更の要項を定めていますが農業委員会の周知徹底の不足の部分もあろうかと思ひます、今回の申請に関しても本人さんが自分の土地だからということでの着工でしたので、周知の徹底に努めて参りたいと思ひます。

〇〇委員

周知の方法としてはどんな方法をされますか。

事務局

一番広く知らしめるためには、町の広報等に定期的に掲載していく形になろうかと考

えています。

〇〇委員

基本的には農家の方々が認識を持ってもらわないとまらないのですよね。自分の農地であってもこんな規制があるよと、活用するためには手続きをする必要があるよと、大事な事だから徹底して認識を持ってもらうようにしていかなければならないと思います。

事務局

〇〇委員さんのご意見ですが、必ずしも農業者ばかりでなく農地をあずけてある非農家さんにおいても該当することですので、より広く知らしめるために広報という手段を取らせていただいております。徹底となればホームページとか手段はあるかと思いますが、それを目にする機会を増やしていくよう、事務局と委員さんで協議をしながらすすめていきたいと思っています。

〇〇委員

竹林で竹の根は取ってあるのでしょうか。木の根とちがい竹の根はおそろしいですが。

事務局

現地確認の際、地元の委員さんからアドバイスをもらいました。本来ならば少し水を張って根を腐らせたか良いとの助言でしたが、もう伐採され現地確認の際、竹の根まで取れているか確認出来ておりません。

事務局

着工前に事前の相談がなかったことで今回のような事案になったものです。申請人が盛土するのに規制があると知ってからしらずか分かりませんが。委員さん達も日頃より農地を見るなかで少しでも変化があった場合はすぐに事務局にお知らせをお願い致します。ある程度進んでからでは対応が難しくなる場合もありますので。先ほどから申し上げている周知徹底は合わせて行って行きたいと思っていますのでよろしく願いいたします。

〇〇委員

これでOKになると前にこんな方法もあったよと前例になるのではないかと危惧します

議 長

委員さん達も2週間に一回ぐらひは農地パトロールするようになっていきますので、2週間あれば変化にも気づくと思いますので、見回りをする際にその辺を注意深く回って欲しいと思います。また、建設会社も大丈夫と言って土砂を持ってくる場合もありますので建設会社にも注意喚起をしたほうが良いと思います。

他に質疑がないようですので、報告議案ではありますが、令和3年4月1日付けで施

行しました「みやき町農地形状変更取扱要綱」第6条第1項において、総会において農地形状変更届出書の受理又は不受理を決定するとされていますので、採決を行います。

本案件について受理することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成多数挙手)

議 長

賛成多数ですので、報告第2号の農地形状変更届については、受理することに決定し、届出者に対し、「農地形状変更届出受理通知書」及び「農地形状変更届出済標識」の交付を行います。

また、同要綱第9条第1項において「会長は、工事の円滑かつ適正な執行を図るため、農業委員会委員のうちから2人を指名し、工事着工から工事完了に至る期間、工事の確認をさせるものとする。」と規定されていますので、本案件の確認委員として、〇〇番の〇〇委員と〇〇番の〇〇委員を指名しますので、工事着工から完了まで事業が適正に行われるよう確認を行っていただき、届出内容と異なった施工を確認した場合やその可能性があるかと判断した場合には、届出書どおりの施工が行われるよう是正指導を行ってください。続きまして、議案第1号1農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

9月27日に担当地区委員2名と事務局で現地確認を行いました。

申請地は口約束で交換して耕作しておられますが、今回農地法に基づき申請されたものです。現在譲受人の方が耕作されており、関係者の同意も得られていることから、問題はないと思われますのでよろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可することに決定しました。続きまして、議案第1号2農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号2農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

9月27日に担当地区委員2名と事務局で現地確認を行いました。

申請農地は口頭で交換をして耕作をされていたが農地法の手続きがされていなかったため、今後の農地としての利用を考慮して手続きをされるものです。

現在譲受人の方が耕作されており、関係者の同意も得られていることから、問題はないと思われまますのでよろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号2については、申請どおり許可することに決定しました。続きまして、議案第1号3農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号3農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

9月28日に担当地区委員及び事務局と現地確認を行いました。

譲受人は申請農地北側の農地を管理しており、今回の申請農地も併せて耕作、管理を行っており、譲受人の要望により今回の申請をされています。

関係者の同意も得られていることから、問題はないと思われまますのでよろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号3については、申請どおり許可することに決定しました。

続きまして議案第2号1農地法第4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法第4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容及び始末書添付である旨を説明する。

議長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

松枝地区の〇〇です。

9月27日に担当地区委員及び事務局と現地確認を行いました。

転用目的は北側にある住宅への進入路及び駐車場として利用するための申請で住宅へ接する土地がないことから、以前より同じ目的で利用をされていた状況を是正するための追認での申請です。

現状の利用で隣接する農地等への支障はないことから問題はないと思われま

す。地元区長、生産組合長等の同意も得られています。

なお、担当地区委員の意見として「始末書をつけての案件ではありますが、土地利用計画図どおりに雑木等を除去しての駐車場用地及び樹木を植えることなどによる庭としての整備を行った後に転用完了の報告を行うこと」の条件意見を付してもらいたいと思

います。よろしくご審議をお願いします。

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

申請人の自宅といいながら、住所が鳥栖市になっているのはなぜですか。

事務局

元々は親御さんが住まれていた自宅でしたが、申請人が相続され現在は借家として貸されてある状況です。借りてある方が申請するわけにはいきませんので、現状の実態への是正のための申請となっております。

議長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。議案第2号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号1については、土地利用計画図どおりに雑木等を除去しての駐車場用地及び樹木を植えることなどによる庭としての整備を行った後の転用完了報告を提出しんせいちするとの条件をつけてのご意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

原古賀地区担当の〇〇です。

9月27日に担当地区委員及び事務局で現地確認を行いました。

転用目的は一般住宅の建設用地であり、親御さんの他と進入路が十分確保できないことから隣接する畑の一部を譲り受けての計画となっています。

隣接農地はありますが進入確保も確保されており問題はないと思われま

す。地元区長、生産組合長等の同意も得られています。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

申請地隣の1247-2番地の地目はなんですか。

事務局

畑になっています。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

担当地区委員の〇〇です。

9月28日に現地確認を行いました。

転用目的は譲受人が新たに事業を行うための事務所等の用地であり、隣接する宅地との一体的な計画となっています。

隣接農地もないことから影響はないと思われます。

地元区長、生産組合長等の同意も得られています。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

33ページの地図と103ページの航空写真での申請地の位置が違うように感じるのですが。

事務局

申請地としては間違っていないです。航空写真が申請地しか明示しておらず、宅地を含んだの一体的開発ですので、本来であれば申請地の上部を点線で囲み明記するべきでした。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数	貸借権	45件	所有権移転	0件
------	-----	-----	-------	----

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第4号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第4号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理権分）（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理権分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類、期間等について説明をする。

審議件数	貸借権	12件
------	-----	-----

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第5号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

事務局

議案第5号 農用地利用集積計画（中間管理権分）について補足説明

議 長

全員賛成ですので議案第5号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第6号1農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について 説明

事務局

議案第6号1農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

9月27日に担当地区委員及び事務局との計4名にて現地確認を行いました。目的は住宅用の分譲予定地としての除外申出です。姫方地区の住宅や農地以外の土地に囲まれた場所で、集団的な農地の広がりも限定されているため、効率的な営農への影響はすくないと思われまます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は国営かんがい排水事業の受益地ではあるが。区画整理等の土地改良事業が行われていない農地であり、農地の広がりもないことから、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、周囲に営農する農地があることから、継続した営農ができ、支障を及ぼすことがない土地利用計画の配慮を行うこと。」

の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第6号1について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号1については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第6号2農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号2農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

9月27日に担当地区委員及び事務局と現地確認を行いました。

目的は農地所有者の息子の住宅用地としての除外申出です。事務局説明のとおり、隣接する白地である畑との一体計画であり、集落に接する場所であることから集団的な農地の営農に支障はないと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、特定土地改良事業区域内の土地ではあるが、申出の目的が集落内に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続する農地の場所であり、隣接する農振外の畑との一体計画であり、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、除外はやむを得ない」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第6号2について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第6号2については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第6号3農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号3農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

9月27日に担当地区委員及び事務局と現地確認を行いました。

申請地の周りほとんど農地はなく荒れた状態です。目的は建設会社の資材置場としての除外申出です。事務局説明のとおり、隣接する雑種地との一体計画であり、字図で確認できますとおりに雑種地の囲まれていることから効率的なえいのうへの影響はないと思われま。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

84ページ申請地の下段4494-3番地は田になっていますが、申請地との高低差もあるように思われますが。

事務局

4494-3番地の南側に水路はあるようになっています。

議 長

他に質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は区画整理等の土地改良事業が行われていない農地であるが、

農地の広がりがある10ha以上と判断される区域である。周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、周囲に営農する農地があることから、継続した営農ができ、支障を及ぼすことがない土地利用計画の配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。
議案第6号3について、「 農振除外意見 」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第6号3については、決定された意見を付して、町長に送付します。
続きまして、議案第6号4農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号4農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

9月27日に担当地区委員及び事務局と現地確認を行いました。
目的は一般住宅の建設用地としての除外申出です。隣接の農地では野菜が耕作されていますが、進入経路も確保されており、農地の集団的な利用への支障はないと思われまます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は区画整理等の土地改良事業が行われていない農地であり、農地の広がりもないことから、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、周囲に営農する農地があることから、継続した営農ができ、支障を及ぼすことがない土地利用計画の配慮を行うこと。」
の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。
ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。
議案第5号4について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求め
ます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号4については、決定された意見を付して、町長に送付し
ます。
続きまして、議案第6号5農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局
より説明をお願いします。

事務局

議案第6号5農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除
外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判

断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

担当地区委員の〇〇と申します。

9月28日に担当地区委員2名と及び事務局で現地確認を行いました。

目的は地域の担い手である申出人が現在の倉庫だけでは手狭になったため、営農を効率的に行うための新たな農業倉庫の建築用地としての除外申出です。

周囲には隣接する農地はないことから影響はないと思われま

す。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、特定土地改良事業区域内の土地ではあるが、申出の目的が農業用施設で、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、除外はやむを得ない。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第5号5について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第6号5については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第6号6農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案号6農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域へ編入する土地の経緯等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

只今、事務局が説明された通り福祉施設建設用地として除外された土地ではありますが、相手の方が亡くなられたため、計画が中止となり田んぼへ戻す申請です。他の事業への支障もないと思われまますのでよろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

事務局

農用地編入と農振除外の補足説明

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、現状で農地としての利用可能な土地であり、農振農用地への編入は問題ない。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。
ご意見ございませんでしょうか。

（意見なし）

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第6号6について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第6号6については、決定された意見を付して、町長に送付します

続きまして、その他を事務局よりお願いします。

その他

1.赤い羽根共同募金への協力

議 長

11月の総会は、11月6日(月)午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、11月6日(月)実施するということで確認いたします。

それから、来月分の議事案件の現地調査については、10月21日以降に該当する担当委員の方には連絡したいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

〇〇委員

農地パトロールでの不審者扱い等、パトロールの仕方について、およびパトロール中の人身、物損事故について。

事務局

農地の所在する場所によっては、住宅地に近接する場所も多くあります。利用状況調査については毎年行う必要がありますので、意見がありました件については、会長等とも協議を行い、対応を検討したいと思います。

議 長

これで10月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員会長 寺田 一義

議事録署名人 ○○ 番

議事録署名人 ○○ 番